

健全化判断比率等 算定方法

別紙

① 実質赤字比率

(単位:百万円、%)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \begin{matrix} (-) \\ - \end{matrix}}{\text{標準財政規模の額} \begin{matrix} (224,933) \\ 218,536 \end{matrix}} = \begin{matrix} (-) \\ - \end{matrix}$$

※()書きは前年度決算算定値

実質赤字比率の算定に係る会計
(一般会計等)

一般会計
特別会計

(用品調達等集中管理事業、収入証紙、公債管理、給与集中管理、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、中小企業近代化資金助成事業、沿岸漁業改善資金助成事業、県営林事業、林業・木材産業改善資金助成事業、就農支援資金貸付事業、県立学校農業実習、育英奨学事業)

② 連結実質赤字比率

(単位:百万円、%)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \begin{matrix} (-) \\ - \end{matrix}}{\text{標準財政規模の額} \begin{matrix} (224,933) \\ 218,536 \end{matrix}} = \begin{matrix} (-) \\ - \end{matrix}$$

※()書きは前年度決算算定値

連結実質赤字比率の算定に係る会計

一般会計等

特別会計 (国民健康保険運営事業、県営境港水産施設事業、港湾整備事業)

公営企業会計 (電気事業、工業用水道事業、埋立事業、病院事業、天神川流域下水道事業)

③ 実質公債費比率

(単位:%、百万円)

区分	実質公債費比率	(1) 地方債の 元利償還金	(2) 準元利償還金	(3) 元利償還金 又は準元利 償還金に充て られる特定財源	(4) 算入公債費 及び算入準 公債費の額	(5) 標準財政規模
令和元年度	10.2	56,526	2,428	133	41,692	209,036
令和2年度	8.6	52,997	2,302	160	40,146	213,986
令和3年度	9.4	52,703	2,824	176	37,754	224,933
令和4年度	8.9	50,253	3,209	241	37,121	218,536
3カ年平均	(9.4) 8.9 %					

※()書きは前年度決算算定値

$$\text{実質公債費比率} = \frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)} \text{ の3カ年平均}$$

④将来負担比率

(単位:百万円、%)

区 分		令和3年度	令和4年度	増減
1	一般会計等に係る地方債の現在高	634,097	619,116	△ 14,981
2	債務負担行為に基づく支出予定額	180	161	△ 19
3	一般会計等以外の会計の地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	14,478	11,373	△ 3,105
4	管理組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	15,184	15,294	110
5	退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	65,769	64,177	△ 1,592
6	設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額(県の損失補償に係るもの等)	5,400	5,657	257
7	連結実質赤字額	0	0	0
8	組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0	0
A	将来負担額(1~8の計)	735,109	715,778	△ 19,331
9	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	49,651	47,820	△ 1,831
10	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	10,993	10,760	△ 233
11	地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	440,146	422,305	△ 17,841
B	充当可能財源等(9~11の計)	500,789	480,885	△ 19,904
C	標準財政規模	224,933	218,536	△ 6,397
D	算入公債費及び算入準公債費の額	37,754	37,121	△ 633

※端数処理により、合計と内訳は一致しない部分がある。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{A 将来負担額} - \text{B 充当可能財源}}{\text{C 標準財政規模} - \text{D 算入公債費等}} = \frac{(125.1)}{129.4} \%$$

※()書きは前年度決算算定値

○資金不足比率

(単位:百万円、%)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} \quad (-)}{\text{事業の規模} \quad \text{各会計の営業収益の額} \quad (-)} = \frac{(-)}{-}$$

※()書きは前年度決算算定値

資金不足比率の算定を行う会計(各会計ごとに算定)

特別会計	(県営境港水産施設事業、港湾整備事業)
公営企業会計	(電気事業、工業用水道事業、埋立事業、病院事業、天神川流域下水道事業)

(用語解説)

項 目	説 明
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入される経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入等+普通交付税+臨時財政対策債の合計額
準元利償還金	一般会計等からそれ以外の特別会計への支出のうち公営企業の地方債の償還に充てたと認められるもの等
元利償還金等に充てられた特定財源	地方債の償還財源に充当される特定財源
算入公債費等	地方公共団体に交付される普通交付税の算定基礎となる額のうち、地方債の償還金に係るもの
充当可能財源等	地方債の償還額等に充てることができる基金や特定の歳入
資金の不足額	公営企業に係る特別会計の決算において、流動負債相当額が流動資産相当額を上回った場合、資金不足が発生する